

## 受講規約

「特定商取引に関する法律」による契約締結時の交付書面とは、受講申込書及び本受講規約を指します。

1. 役務提供事業者 WILL HOUSE 主宰 倉 道代 〒950-0064 新潟県新潟市東区松島3丁目1番1号 電話 025-270-8346
2. 提供講座 英会話、英語、フィニッシング、その他マナー、キャリアアップ等に関する講座
3. 契約手続等
  - (1) 本コースの契約は当規約にご同意の上、専用ウェブフォームにてお申し込みを承ります。
  - (2) 申込者が未成年の場合は、保護者または未成年後見人の承諾のもと申し込みを行って下さい。
  - (3) 受講料は本コース、オプションレッスンとも全額前納制で、当校でご入金を確認後に受講予約が可能となります。
  - (4) クレジットカード払いの場合、メールアドレス等必要な情報をpaypalに提供します。銀行振入の場合、振込手数料はお申込者様ご負担となります。
  - (5) 「受講申込書」の受領日をもって契約成立と致します。契約成立後の解約につきましては以下5項、6項の規定が適用されます。またお申込済みで、指定日迄に未入金の方も解約と同様とし5項、6項の規定を適用致します。
  - (6) 本コースは日本語による英語学習のサポートを主な目的としたコースで、受講者が目標とする資格試験の合格等を保証するものではありません。
  - (7) 当校の英会話通常コース等の他のコースは、別規定のもと別途契約が必要となりますので当校ウェブサイトの該当ページを参照下さい。
4. 講座受講規定
  - (1) 当校側理由又天災等の不可抗力により休校の場合、振替講座を行います。
  - (2) 受講初日から起算して3ヶ月間または6ヶ月間を受講期間と致します。この期間を過ぎて未受講の講座は消滅致します。
  - (3) 受講は全て予約制とし、受講前日 (土日祝および当校規定の年末年始、ゴールデンウィーク、その他休講日を除いて計算) 午後8時までにて予約を完了下さい。(完了とは当校からの予約確定の連絡を以てする。)
  - (4) 講座前日(土日祝および当校規定の年末年始、ゴールデンウィーク、その他休講日を除く)正午迄に連絡があった場合、3回に限り振替可。それ以外はキャンセルとなります。
  - (5) 受講者が使用するデバイス、カメラ、マイク等の機器、及びインターネット環境はご自身の負担のもとに受講者自身が準備、利用するものとします。
  - (6) 会議システムはZOOM、teams、skype、LINEの内、接続環境等を考慮しふさわしいものを利用します。突発的な不具合に備え、これら複数の会議システムを事前に受講者自身によって準備しておくこととし、オンライン講座への接続の確認は事前に受講者の責任の下に行うものとします。
  - (7) 当校は以下の件に関して責任を負わないものとします。
    - (i) テクニカルサポートの提供
    - (ii) 受講者がオンライン講座に接続できることの保証および、接続の中断が起きないことの保証
  - (8) 会議室入室に必要な情報は、遅くとも講座開始15分前までに受講者指定のアドレスまでメールにてお知らせします。予約時間前までに入室し待機して下さい。時間になりましたら講師が入室を許可します。
  - (10) 当該コースに於いて受講者の希望以外で当校からの教材提供はありません。提供されたオリジナル教材の著作権は当校に属し、著作権侵害に当たる行為が見受けられた際は、その行為者に対し法的措置を取る場合もあります。
  - (11) ネイティブ講師によるオンライン会話レッスンは4項規定外で、レッスン申込時に別途規約を承諾の上、利用するものとします。
5. **クーリングオフ**

受講申込書を受領した日を含む8日間は、書面により無条件に役務提供契約の解除(受講期間が2ヶ月を超えかつ契約総額5万円を超える場合に限り)及び関連商品の売買契約申込の撤回(以下「クーリングオフ」という)ができます。クーリングオフの効力は契約解除の通知書面を発信したとき(郵便消印日付)から生じます。この場合、お申込者は損害賠償や違約金を支払う必要は無く商品の取引に要する費用は当校が負担します。役務の提供を受けまたは施設を利用した場合でも、当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。既に商品代金や対価の一部を支払われている場合は、すみやかに当校よりその全額の返還を受ける事ができます。葉書等に必要事項をご記入の上、役務提供事業者宛郵送して下さい。(簡易書留扱いが確実です。)クーリングオフ対象外のコースにつきましては、違約料としてお支払い金額(教材費を除く)の20%を差し引いた金額を返還致します。
6. 中途解約

クーリングオフ期間経過後の契約解除は「特定商取引に関する法律」に従い、以下の通り(受講契約が2ヶ月以下またはお支払い総額が5万円以下のコースを除き)将来に向かって契約解除が可能です。解約は口頭での意思表示によるトラブルを防止するため、受講契約期間内に書面等で申し出る(受講者様が未成年の場合はその法定代理人)ものとします。解約に際し以下の費用をお支払い頂きます。但し、受講契約期間が完了した後の解約お申込につきましてはご返金いたしません。

  - (1) 受講開始前の契約解除の場合:「契約の締結及び履行のために通常要する費用」として、一律15,000円をお支払い頂きます。
  - (2) 受講開始後の契約解除の場合:お支払い総額(教材費を除く)から、次の①と②を差し引いた金額を返還いたします。
    - ①「提供された役務の対価に相当する額」として受講済み受講料(解約日までに消化した受講数に単価をかけた金額。当校側の理由による休講以外の受講者様都合による欠席は消化受講数に含まれ、ご返金の対象とはなりません。)
    - ②解約によって生ずる損害金として契約残高(お支払い総額から教材費を除く)の20%に相当する額または5万円のいずれか低い額。受講契約が2ヶ月以下または支払い金額が5万円以下のコースの契約解除については受講料の20%に相当する額を差し引いた金額を返還致します。教材及び関連商品についての返還はありません。返金額を書面にて確認頂いた後、月末締めの翌月末払いにて指定金融機関に振込手数料を差し引いた金額を振り込みます。
7. 個人情報の取り扱い等、その他取り決め事項

他の受講者や講師、スタッフの迷惑となる行為または社会的モラルに反する言動等があった場合、受講契約を解除することがあります。その場合も6項の中途契約規定に基づいて返金額の精算を行います。

また当校は「個人情報保護法」の規定に基づき受講者の個人情報を本校業務の目的以外にての使用、第三者への開示は致しません。

本規約に定め無き事項および解釈上疑義を生じた事項については、友好的に協議の上、処理解決するものとします。